

葬祭費の手続きをしたいとき

18 国民健康保険葬祭費

制 度 内 容	福島市国民健康保険被保険者が亡くなられた場合、申請により葬祭を執り行った方（喪主）に5万円を支給します。 ※葬祭を執り行った日の翌日から2年を経過すると、時効となり申請ができなくなります。
対 象 者	生前、福島市国民健康保険に3ヶ月以上加入していた方
必要なもの	☐ 亡くなった被保険者の国民健康保険被保険者証、資格確認書または資格情報のお知らせ ☐ 喪主の預金通帳など口座情報が分かるもの ☐ 喪主であることが確認できる書類（会葬礼状等） ☐ 喪主の印鑑 ☐ 死亡の事実が確認できる書類（火葬のみの場合等）
お問い合わせ先	国保年金課 総務給付係（本庁舎1階） ☎525-3773

19 後期高齢者医療葬祭費

制 度 内 容	被保険者が亡くなられた場合、申請により葬祭を執り行った方（喪主）に5万円を支給します。 ※葬祭を執り行った日の翌日から2年を経過すると、時効となり申請ができなくなります。
対 象 者	生前、後期高齢者医療制度に加入していた方
必要なもの	☐ 亡くなった被保険者の後期高齢者医療被保険者証、資格確認書または資格情報のお知らせ ☐ 喪主の預金通帳など口座情報が分かるもの ☐ 葬儀を執り行ったことが確認できる書類（葬儀日程表、会葬礼状等）
お問い合わせ先	国保年金課 後期高齢者医療係（本庁舎1階） ☎525-3724